

国指定中海鳥獣保護区  
中海特別保護地区計画書  
【指定】  
(環境省案)

令和6年 月

環 境 省

## 1 特別保護地区の概要

### (1) 特別保護地区の名称

中海特別保護地区

### (2) 特別保護地区の区域

鳥取県米子市彦名町と同市安倍と島根県安来市との接点を起点とし、同所から同所と島根県安来市島田町字幣島 1420 番地 1 の北端を結ぶ直線を南西に進み中海の平均水位（東京湾平均海面（T.P.）+0.2m）の水際線（以下「湖岸線」という。）から沖合 50 メートルの距離を置いて引いた線（以下「湖岸線から 50 メートル沖合線」という。）との交点に至り、同所から同線を西進し十神山の北西端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と亀島埋立地北東端を結ぶ直線を北西に進み亀島埋立地東側湖岸線から 50 メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を北西に進み同市赤江町字新武領 3415 番地 50 の北東端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と同町字新武領 3415 番地 50 の北東端を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同所と飯梨川右岸河口を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同川右岸の堤防法線を南進し東赤江大橋との交点に至り、同所から同橋を西進し同川左岸の堤防法線との交点に至り、同所から同線を北進し同川河口左岸に至り、同所から同所と同町字新武領 3361 番地 37 の北西端を結ぶ直線を西進し同所から沖合 50 メートルの点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を南進し同県松江市東出雲町揖屋宇崎田 2755 番地の 4 の北西端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と同町錦浜 476 番地の北東端から湖岸線を 195 メートル南進した地点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から湖岸線を西進し意宇川河口右岸に至り、同所から同川右岸を南西に進み同川右岸の水路との交点に至り、同所から北西に進み同川左岸から 50 メートル沖合線との交点に至り、同所から同線を北東に進み同川河口左岸から沖合 50 メートルの点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を北西に進み大橋川河口右岸から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と湖上の点（北緯 35 度 27 分 14.1 秒東経 133 度 8 分 17.2 秒）を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から同所と大橋川右岸から沖合 100 メートルの距離を置いて引いた線と中海大橋から河口側に 50 メートルの距離を置いて引いた線との交点を結ぶ直線を西進し同所に至り、同所から同線を北進し同川左岸の湖岸線から 50 メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を東進し大井地区南東端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と大井地区南東端を結ぶ直線を北進し同所に至り、同所から湖岸線を北進し大井地区の水路との交点に至り、同所から同所と湖上の点（北緯 35 度 27 分 39.3 秒東経 133 度 7 分 30 秒）を結ぶ直線を南東に進み湖岸線から 50 メートル沖合線との交点に至り、同所から同線を北東に進み本庄護岸・防災道路整備区域整備前の湖岸線から 50 メートル沖合線南端に至り、同所から同線及び中海本庄環境護岸工事（本庄水辺の楽校）公園整備前の湖岸線から 50 メートル沖合線を北東に進み同線東端に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を北東に進み野原町国道 4 3 1 号線改良整備区域整備前の湖岸線から 50 メートル沖合線西端に至り、同所から同線を東進し同線東端に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を北東に進み和名鼻突堤北端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を北東及び南進し係留施設の湖岸線から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と和名鼻突堤南端を結ぶ直線を西進し

同所に至り、同所から同所と江島の北西端を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と江島の北西端から沖合 50 メートルの点を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を南進し馬渡堤北端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から馬渡堤北端から大根島方向に 50 メートルの点を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から湖岸線を南東に進み馬渡堤南端から江島方向に 50 メートルの点に至り、同所から県道美保関八束松江線整備暫定湖岸線から 50 メートル沖合線との交点を結ぶ直線を北西に進み同所に至り、同所から県道美保関八束松江線整備暫定湖岸線から 50 メートル沖合線を南西に進み大海崎堤東端から大海崎方向に 50 メートルの点に至り、同所から大海崎堤横断方向に引いた線と大海崎堤東端南面湖岸線から 50 メートル沖合線の交点を結ぶ直線を南進し同所に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を東進し馬渡堤南端から江島方向に 50 メートルの点に至り、同所から湖岸線を北東に進み馬渡堤北端から大根島方向に 50 メートルの点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を東進し江島大橋南側から 50 メートルの距離を置いて引いた線との交点に至り、同所から同線を北東に進み湖岸線から 50 メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を南東に進み中海干拓地の北西側湖岸線との交点に至り、同所から同干拓地の西側湖岸線を南東に進み同干拓地東端に至り、同所から同所と鳥取県境港市夕日ヶ丘 1 丁目 3629 番地 40 の南端を結ぶ直線を北東に進み湖岸線から 50 メートル沖合線との交点に至り、同所から同線を南東に進み彦名干拓地西側湖岸線を北側に延長した線との交点に至り、同所から同線を南西に進み彦名干拓地北端に至り、同所から同干拓地の湖岸線を南東に進み米子水鳥公園区域西端と沖俎岩東端を結ぶ直線との交点に至り、同所から同所と同公園区域西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から同公園区域西側境界線を北東に進み同公園区域北端に至り、同所から同所と同市彦名町字乗越川三 1952 番地の南西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から湖岸線を南東に進み彦名町埋立地西端に至り、同所から湖岸線を南東に進み同町と同市安倍との境界線と湖岸線の交点に至り、同所から同境界線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域（大海崎橋及び大海崎堤並びに手角ふるさと農道及び森山堤の湖岸線で囲まれた部分を除く。）及び鳥取県米子市と島根県安来市との境界線と湖岸線の交点から沖合 50 メートルの同境界線上の点を起点とし、同所から同境界線を北西に進み湖岸線から 50 メートル沖合線との交点に至り、同所から同線を南東に進み鳥取県米子市旗ヶ崎 2200 番地 2 の南西端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と湖上の点（北緯 35 度 25 分 58 秒東経 133 度 18 分 22.4 秒）を結ぶ直線を南進し同所に至り、同所から同所と湖上の点（北緯 35 度 25 分 45.3 秒東経 133 度 19 分 2.7 秒）を結ぶ直線を南東に進み同所に至り、同所から同所と湊山公園区域北西端を結ぶ直線を北東に進み同所に至り、同所から湖岸線を南西に進み同公園区域南西端に至り、同所から湖岸線の延長線を南西に進み同公園区域南西端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を南東に進み深浦橋西側の湖岸線から 50 メートル沖合線との交点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を西進し錦海公園区域北西端から沖合 50 メートルの点に至り、同所から同所と同公園区域北西端を結ぶ直線を南西に進み同所に至り、同所から湖岸線を南西に進み湖岸線と国道 9 号線との交点から沖合 50 メートルの点に至り、同所から湖岸線から 50 メートル沖合線を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和6年11月1日から令和16年10月31日まで(10年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖であるため、淡水性及び海水性の両方の動植物が生息する多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、ガンカモ類を始め300種以上の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は毎年約20,000羽が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもコハクチョウは毎年1,500羽以上が渡来し、宍道湖と並び西日本最大級の集団渡来地である。

さらに、環境省レッドリスト2020に掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びツクシガモ等の希少な鳥類の渡来も確認されている。

中海鳥獣保護区で飛来数の多いキンクロハジロ、ホシハジロ及びスズガモは中海の水域全体を、またコハクチョウ及びオナガガモは浅場を採餌の場として利用しているほか、飛来する水鳥のほとんどがねぐらや休息の場として広い範囲で水域を利用している。

以上のとおり、当該鳥獣保護区の大部分を占める水域は、水鳥にとって特に重要な区域であることから、当該区域を鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

### (3) 管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始め、クロツラヘラサギ、オジロワシ及びツクシガモ等の希少な鳥類等、地域の多様な鳥類相の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。
- 4) 国指定鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 5) 当該区域では、カワウが水産業や生態系に被害を及ぼしていることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力を図り、管理に努める。

### 3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

### 4 当該区域における鳥獣の生息状況

#### (1) 当該区域の概要

##### ア 国指定鳥獣保護区の位置

当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖の水域部分である。

##### イ 地形、地質等

当該区域は、水域面積が約86平方キロメートルで、日本で5番目に面積の大きい湖である。元は海であった場所であり、弓ヶ浜砂州の発達等により閉鎖的な水域となった海跡湖である。水深は、最深部で約18メートルで大部分は3から4メートルと浅い。

##### ウ 植物相の概要

当該区域は、塩分濃度が海水の約半分と高いことから、アオサ、アオノリ、ウミトラノオ、オゴノリ、ムカデノリ、カタノリ等の多種の海藻類が生育している。

##### エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類ではコハクチョウのほか、マガン、キンクロハジロ、ホシハジロ等のガンカモ類、ハマシギ、コチドリ等のシギ・チドリ類、オジロワシ等の猛禽類等が62科316種確認されている。また、魚類ではスズキ、ボラ類、コノシロ等の生息が確認され、貝類ではホトトギスガイ、ムラサキガイ、サルボウガイ等の生息が確認されている。

#### (2) 生息する鳥獣類

##### ア 鳥類

別表2のとおり。

##### イ 獣類

別表3のとおり。

(3) 当該区域の農林水産物の被害状況

当該区域の水産業被害は、カワウによる魚類等の捕食が報告されているが、農業被害は発生していない。近隣の干拓農地においては、ヒヨドリやカモ類、ヌートリア等による農作物への被害が報告されている。

5 特別保護地区の指定及び維持管理に関する事項

- |               |      |
|---------------|------|
| (1) 鳥獣保護区用制札  | 18 本 |
| (2) 特別保護地区用制札 | 7 本  |
| (3) 案内板       | 6 基  |

6 参考事項

(1) 当初指定

平成16(2004)年11月1日(平成16年10月26日 告示第59号)

(2) 経緯

平成26(2014)年11月1日(平成26年10月31日 告示第122号)

再指定(区域の縮小)

別表1 国指定中海鳥獣保護区（中海特別保護地区）の面積内訳

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	8,682 ha	0 ha	8,682 ha	7,947 ha	0 ha	7,947 ha	-	-	-
├ 林野									
├ 農耕地	48	0	48						
├ 水面	8,510	0	8,510	7,908	0	7,908			
└ その他	124	0	124	39	0	39			

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地(陸域)	2 ha	0 ha	2 ha	0 ha	0 ha	0 ha	-	-	-
├ 国有林									
├ 林野庁所管									
├ 制限林									
├ 保安林									
├ 砂防指定地									
├ その他									
├ 普通林									
├ 文部科学省所管									
└ 国有林以外の国有地	2	0	2						
地方公共団体有地	110 ha	0 ha	110 ha	32 ha	0 ha	32 ha	-	-	-
├ 都道府県有									
├ 制限林地									
├ 保安林									
├ 砂防指定地									
├ その他									
├ 普通林地									
├ その他	41	0	41						
├ 市町村有地等	69	0	69	32	0	32			
├ 制限林地									
├ 保安林									
├ 砂防指定地									
├ その他									
├ 普通林地									
├ その他	69	0	69	32	0	32			
私有地等	61 ha	0 ha	61 ha	8 ha	0 ha	8 ha	-	-	-
├ 制限林地									
├ 保安林									
├ 砂防指定地									
├ その他									
├ 普通林地									
├ その他	61	0	61	8	0	8			
公有水面	8,509 ha	0 ha	8,509 ha	7,907 ha	0 ha	7,907 ha	-	-	-
├ 国土交通省所管	8,509	0	8,509	7,907	0	7,907			
├ 県所管	0	0	0	0	0	0			
計	8,682 ha	0 ha	8,682 ha	7,947 ha	0 ha	7,947 ha	-	-	-

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-
├ 特別地域									
├ 普通地域									
自然公園法による地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-
├ 特別保護地区									
├ 特別地域									
├ 普通地域									
文化財保護法による地域	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(別表2) 国指定中海鳥獣保護区(中海特別保護地区)

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
カモ	カモ	<u>コクガン</u>	国天・VU	冬鳥(迷鳥)
		<u>シジュウカラガン</u>	国内希少・CR	迷鳥
		<u>ハクガン</u>	CR	冬鳥(迷鳥)
		ハイイログアン		迷鳥
		サカツラガン	DD	冬鳥(迷鳥)
		<u>ヒシクイ</u>	国天・VU	冬鳥
		○ マガン	国天・NT	冬鳥
		<u>カリガネ</u>	EN	冬鳥
		○ コハクチョウ		冬鳥
		オオハクチョウ		冬鳥
		<u>ツクシガモ</u>	VU	冬鳥
		アカツクシガモ	DD	冬鳥(迷鳥)
		オシドリ	DD	冬鳥
		<u>トモエガモ</u>	VU	冬鳥
		シマアジ		旅鳥
		○ ハシビロガモ		冬鳥
		オカヨシガモ		冬鳥
		ヨシガモ		冬鳥
		○ ヒドリガモ		冬鳥
		アメリカヒドリ		冬鳥
		○ カルガモ		冬鳥・留鳥
		○ マガモ		冬鳥
		○ オナガガモ		冬鳥
		○ コガモ		冬鳥
		アカハシハジロ		迷鳥(冬鳥)
		オオホシハジロ		迷鳥(冬鳥)
		○ ホシハジロ		冬鳥
		アカハジロ	DD	冬鳥(迷鳥)
		メジログアモ		迷鳥(冬鳥)
		クビワキンクロ		迷鳥(冬鳥)
		○ キンクロハジロ		冬鳥
		○ スズガモ		冬鳥
		シノリガモ		冬鳥
		ビロードキンクロ		冬鳥
クロガモ		冬鳥(迷鳥)		
コオリガモ		迷鳥(冬鳥)		
○ ホオジログアモ		冬鳥		
ミコアイサ		冬鳥		
カワアイサ		冬鳥		
ウミアイサ		冬鳥		
キジ	キジ	○ キジ		留鳥
		<u>ウズラ</u>	VU	冬鳥(留鳥)
ヨタカ	ヨタカ	ヨタカ	NT	夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	アマツバメ		夏鳥
カッコウ	カッコウ	ホトトギス		夏鳥
		カッコウ		夏鳥
ハト	ハト	○ キジバト		留鳥
		アオバト		留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考	
ツル	クイナ	クイナ		冬鳥	
		バン		留鳥	
		○ オオバン		冬鳥	
		ヒクイナ	NT	夏鳥	
		ヒメクイナ		迷鳥(旅鳥)	
		ツルクイナ		迷鳥(旅鳥)	
	ツル	<u>カナダヅル</u>		迷鳥(冬鳥)	
	<u>マナヅル</u>	国際希少・VU	冬鳥(迷鳥)		
	<u>タンチョウ</u>	国内希少・特天・VU	迷鳥(冬鳥)		
	クロヅル	DD	迷鳥(冬鳥)		
	<u>ナベヅル</u>	国際希少・VU	冬鳥(迷鳥)		
カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ		留鳥	
		アカエリカイツブリ		迷鳥(冬鳥)	
		○ カンムリカイツブリ		冬鳥	
		ミミカイツブリ		迷鳥(冬鳥)	
	○ ハジロカイツブリ		冬鳥		
チドリ	ミヤコドリ	ミヤコドリ		迷鳥	
	セイタカシギ	<u>セイタカシギ</u>	VU	旅鳥	
		ソリハシセイタカシギ		迷鳥	
チドリ	○	タゲリ		冬鳥	
		ケリ	DD	迷鳥	
		ムナグロ		旅鳥	
		ダイゼン		旅鳥・冬鳥	
		ハジロコチドリ		迷鳥(旅鳥)	
		イカルチドリ		漂鳥(留鳥)	
		コチドリ		夏鳥・旅鳥	
		<u>シロチドリ</u>	VU	留鳥	
		オオメダイチドリ	国際希少	迷鳥	
		メダイチドリ	国際希少	旅鳥	
		オオチドリ		迷鳥	
		<u>タマシギ</u>	VU	夏鳥	
		シギ	チュウシャクシギ		旅鳥
			<u>コシャクシギ</u>	国際希少・EN	旅鳥
			<u>ホウロクシギ</u>	国際希少・VU	旅鳥
			ダイシャクシギ		旅鳥
<u>オオソリハシシギ</u>	VU		旅鳥		
オグロシギ			旅鳥		
キョウジョシギ			旅鳥		
オバシギ	国際希少		旅鳥		
コオバシギ	国際希少		旅鳥		
エリマキシギ			旅鳥		
キリアイ			旅鳥		
ウズラシギ			旅鳥		
サルハマシギ	国際希少		旅鳥		
オジロトウネン			旅鳥		
ヒバリシギ			旅鳥		
<u>ヘラシギ</u>	国内希少・CR	迷鳥			
トウネン		旅鳥			
ミュビシギ		旅鳥・冬鳥			

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		○ ハマシギ	NT	旅鳥・冬鳥
		ヒメウズラシギ		迷鳥(旅鳥)
		アメリカウズラシギ		迷鳥
		シベリアオオハシシギ	DD	迷鳥
		オオハシシギ		冬鳥
		ヤマシギ		冬鳥・旅鳥
		コシギ		迷鳥
		アオシギ		迷鳥(冬鳥)
		オオジシギ	NT	旅鳥
		チュウジシギ		旅鳥
		○ タシギ		冬鳥・旅鳥
		ソリハシシギ		旅鳥
		アカエリヒレアシシギ		旅鳥
		ハイイロヒレアシシギ		迷鳥
		イソシギ		旅鳥・留鳥
		クサシギ		旅鳥・冬鳥
		メリケンキアシシギ		迷鳥
		キアシシギ		旅鳥
		コキアシシギ		迷鳥
		<u>アカアシシギ</u>	VU	旅鳥
		コアオアシシギ		旅鳥
		<u>タカブシギ</u>	VU	旅鳥
		<u>ツルシギ</u>	VU	旅鳥
		○ アオアシシギ		旅鳥
		<u>カラフトアオアシシギ</u>	国内希少・CR	迷鳥
	ツバメチドリ	<u>ツバメチドリ</u>	VU	旅鳥
	カモメ	ミツユビカモメ		冬鳥
		○ ユリカモメ		冬鳥
		<u>ズグロカモメ</u>	VU	冬鳥
		○ ウミネコ		冬鳥・留鳥
		カモメ		冬鳥
		ワシカモメ		迷鳥(冬鳥)
		シロカモメ		冬鳥(迷鳥)
		○ セグロカモメ		冬鳥
		オオセグロカモメ	NT	冬鳥
		ニシセグロカモメ		迷鳥
		ハシブトアジサシ		迷鳥
		オニアジサシ		迷鳥
		<u>コアジサシ</u>	VU	旅鳥(夏鳥)
		アジサシ		旅鳥
		クロハラアジサシ		旅鳥
		ハジロクロハラアジサシ		旅鳥(迷鳥)
		ハシグロクロハラアジサシ		迷鳥(旅鳥)
	ウミスズメ	<u>ウミスズメ</u>	CR	迷鳥(冬鳥)
アビ	アビ	アビ		迷鳥(冬鳥)
		オオハム		冬鳥
		シロエリオオハム		冬鳥
コウノトリ	コウノトリ	<u>コウノトリ</u>	特天・国内希少・CR	留鳥
カツオドリ	ゲンカンドリ	コゲンカンドリ		迷鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ウ	ヒメウ ウミウ ○カワウ	EN	迷鳥(冬鳥) 冬鳥 冬鳥・留鳥
ペリカン	トキ	クロトキ ヘラサギ クロツラヘラサギ	DD DD 国内希少・EN	迷鳥 冬鳥 冬鳥
	サギ	サンカノゴイ ヨシゴイ ゴイサギ ササゴイ アカガシラサギ アマサギ ○アオサギ ムラサキサギ ○ダイサギ ○チュウサギ ○コサギ クロサギ カラシラサギ	EN NT     NT NT NT NT NT	冬鳥 夏鳥 留鳥 夏鳥 迷鳥 夏鳥 留鳥 迷鳥 留鳥・冬鳥 夏鳥 留鳥 迷鳥(留鳥) 迷鳥
タカ	ミサゴ タカ	○ミサゴ カタシロワシ ツミ ハイタカ オオタカ チュウヒ ハイロチュウヒ ○トビ オオワシ オジロワシ サシバ ケアシノスリ オオノスリ ノスリ	NT   NT NT 国内希少・EN  国天・国内希少・VU 国天・国内希少・VU VU	留鳥 迷鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥 迷鳥(冬鳥) 迷鳥(冬鳥) 夏鳥 冬鳥(迷鳥) 迷鳥(冬鳥) 冬鳥
フクロウ	フクロウ	アオバズク コノハズク オオコノハズク トラフズク コミミズク フクロウ		夏鳥 夏鳥 留鳥 冬鳥 冬鳥 留鳥
サイチョウ	ヤツガシラ	ヤツガシラ		旅鳥
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマショウビン カワセミ ヤマセミ		迷鳥 留鳥 留鳥
キツツキ	キツツキ	アリスイ コゲラ アカゲラ アオゲラ		旅鳥 留鳥 留鳥 留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	ヒメチョウゲンボウ チョウゲンボウ		迷鳥 冬鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		アカアシチョウゲンボウ		迷鳥
		コチョウゲンボウ		冬鳥
		チゴハヤブサ		迷鳥
		ハヤブサ	国内希少・VU	冬鳥・留鳥
スズメ	サンショウクイ	サンショウクイ	VU	旅鳥(夏鳥)
	オウチュウ	オウチュウ		迷鳥
	モズ	オオカラモズ		迷鳥
		オオモズ		迷鳥
		アカモズ	国内希少・EN	旅鳥
		○モズ		留鳥・漂鳥
	カラス	カケス		留鳥
		コクマルガラス		冬鳥
		ミヤマガラス		冬鳥
		○ハシボソガラス		留鳥
		○ハシブトガラス		留鳥
	レンジャク	キレンジャク		旅鳥・冬鳥
		ヒレンジャク		旅鳥・冬鳥
	シジュウカラ	ヒガラ		留鳥・漂鳥
		ヤマガラ		留鳥・漂鳥
		コガラ		留鳥・漂鳥
		シジュウカラ		留鳥
	ツリスガラ	ツリスガラ		冬鳥・旅鳥
	ヒバリ	○ヒバリ		留鳥・漂鳥
		ハマヒバリ		迷鳥
		コヒバリ		迷鳥
	ヒヨドリ	○ヒヨドリ		留鳥
	シロガシラ	シロガシラ		迷鳥
	ツバメ	ショウドウツバメ		旅鳥
		○ツバメ		夏鳥
		イワツバメ		夏鳥
		コシアカツバメ		夏鳥
	ウグイス	ウグイス		留鳥
		ヤブサメ		夏鳥
	エナガ	エナガ		留鳥
	ムシクイ	キマユムシクイ		旅鳥
		ムジセツカ		旅鳥
		チフチャフ		迷鳥
		センダイムシクイ		旅鳥
		メボソムシクイ		旅鳥
		オオムシクイ	DD	夏鳥
	ヨシキリ	○オオヨシキリ		夏鳥
		○コヨシキリ		旅鳥・夏鳥
		スゲヨシキリ		迷鳥
		ヨーロッパヨシキリ		迷鳥
	センニュウ	エゾセンニュウ		旅鳥
		シベリアセンニュウ		迷鳥
		シマセンニュウ		旅鳥
		ウチヤマセンニュウ	EN	迷鳥
		マキノセンニュウ	NT	旅鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	セツカ	セツカ		夏鳥・漂鳥
	ダルマエナガ	ダルマエナガ		迷鳥
	メジロ	○メジロ		留鳥・漂鳥
	ククイタダキ	ククイタダキ		冬鳥
	ミソサザイ	ミソサザイ		漂鳥(留鳥)
	ムクドリ	ギンムクドリ		迷鳥
		○ムクドリ		留鳥
		コムクドリ		旅鳥
		バライロムクドリ		迷鳥
		○ホシムクドリ		冬鳥
	ツグミ	トラツグミ		留鳥
		マミジロ		旅鳥
		ワキアカツグミ		迷鳥
		クロツグミ		夏鳥
		マミチャジナイ		旅鳥
		シロハラ		冬鳥
		アカハラ		旅鳥
		ツグミ		冬鳥
	ヒタキ	エゾヒタキ		旅鳥
		サメヒタキ		旅鳥
		コサメヒタキ		夏鳥
		オオルリ		夏鳥
		オガワコマドリ		迷鳥
		ノゴマ		旅鳥
		コルリ		旅鳥
		コマドリ		旅鳥
		キビタキ		夏鳥
		ムギマキ		旅鳥
		ルリビタキ		冬鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		イソヒヨドリ		留鳥
		ノビタキ		旅鳥
	スズメ	ニュウナイスズメ		冬鳥
		○スズメ		留鳥
	イワヒバリ	ヤマヒバリ		迷鳥
	セキレイ	ツメナガセキレイ		旅鳥
		キセキレイ		留鳥
		○ハクセキレイ		留鳥
		○セグロセキレイ		留鳥
		マミジロタヒバリ		迷鳥
		ビンズイ		冬鳥
		セジロタヒバリ		迷鳥
		ムネアカタヒバリ		旅鳥
		タヒバリ		冬鳥
	アトリ	アトリ		冬鳥
		シメ		冬鳥
		コイカル		冬鳥
		イカル		留鳥
		ウソ		漂鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
		ハギマシコ		冬鳥
		ベニマシコ		冬鳥
		○ カワラヒワ		留鳥
		ベニヒワ		冬鳥
		コベニヒワ		冬鳥(迷鳥)
		マヒワ		冬鳥
	ツメナガホオジロ	ツメナガホオジロ		冬鳥(迷鳥)
		ユキホオジロ		冬鳥(迷鳥)
	ホオジロ	○ ホオジロ		留鳥
		ホオアカ		冬鳥
		コホオアカ		冬鳥・旅鳥(迷鳥)
		カシラダカ		冬鳥
		ミヤマホオジロ		冬鳥
		アオジ		冬鳥
		クロジ		留鳥
		シベリアジュリン		冬鳥
		<u>コジュリン</u>	VU	冬鳥
		○ オオジュリン		冬鳥
カモ	カモ	○ コブハクチョウ		
ハト	ハト	カワラバト		
スズメ	チメドリ	ソウシチョウ		
	カエデチョウ	キンパラ		
		ヘキチョウ		
20	62	316		

(注)

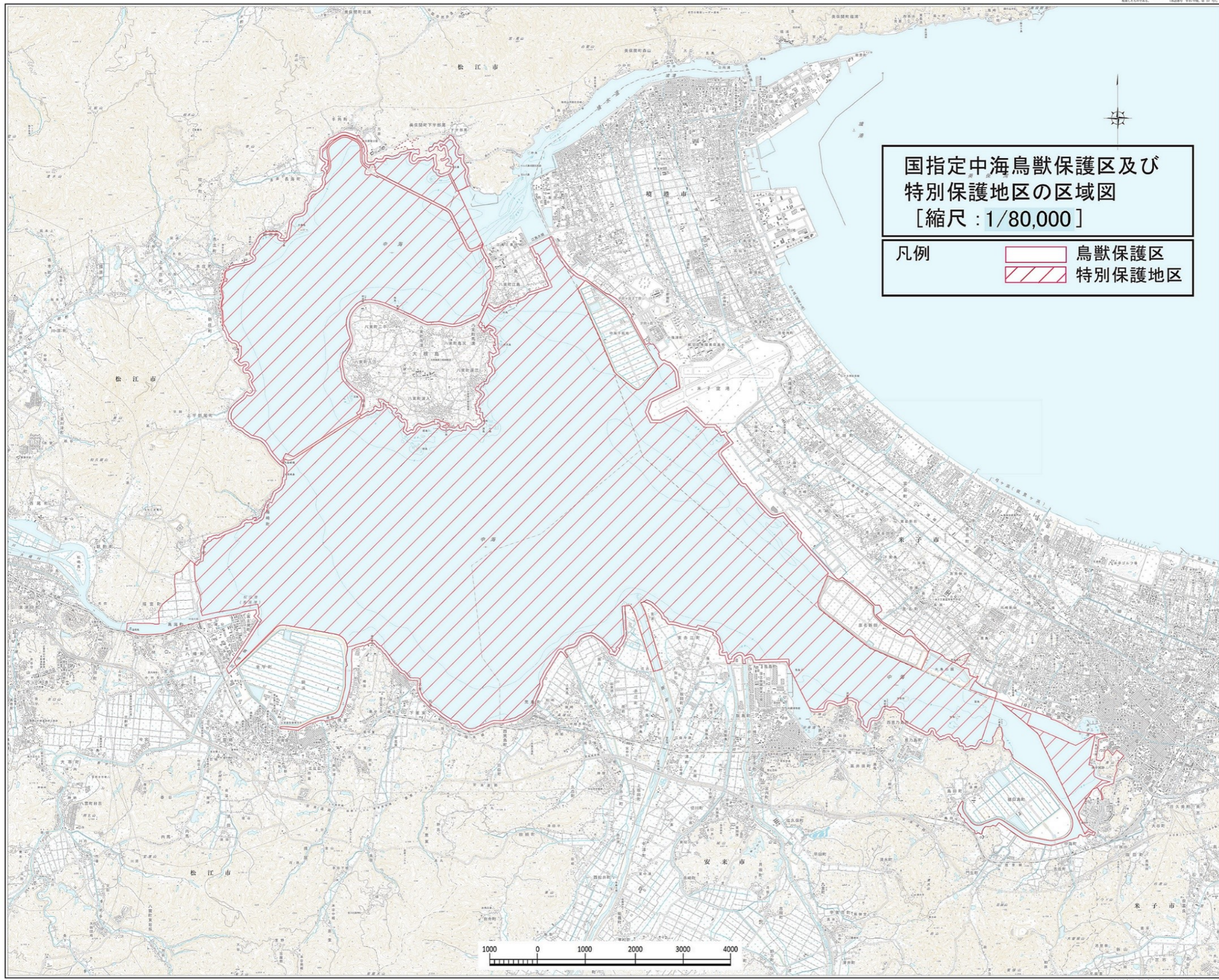
- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥学会(2012)「日本鳥類目録改訂第7版」に準拠した。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
  - 特天: 国指定特別天然記念物
  - 国天: 国指定天然記念物
  - レッドリスト(平成24年環境省)
    - CR: 絶滅危惧 I A類、EN: 絶滅危惧 I B類、VU: 絶滅危惧 II 類、NT: 準絶滅危惧、DD: 情報不足
    - LP: 絶滅のおそれのある地域個体群
    - 国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
    - 国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載した。

(別表3) 国指定中海鳥獣保護区(中海特別保護地区)

目	科	種または亜種	種の指定等
コウモリ	ヒナコウモリ	アブラコウモリ	
ネコ	イヌ	ホンドタヌキ ホンドキツネ	
ネズミ	ネズミ	カヤネズミ	
外来種	ネコ	イタチ	シベリアイタチ
	ネズミ	ヌートリア	ヌートリア
合計(種)	3	5	6

(注)

- 鳥獣の目・科・種(和名)及び配列は、日本野生鳥獣目録(2002年7月、環境省自然環境局野生生物課)に拠った。
- 種の指定等の要件は次のとおりである。
  - 特天:国指定特別天然記念物
  - 国天:国指定天然記念物
  - レッドリスト(平成24年環境省)
    - CR:絶滅危惧 I A類、EN:絶滅危惧 I B類、VU:絶滅危惧 II類、NT:準絶滅危惧、DD:情報不足
    - LP:絶滅のおそれのある地域個体群
    - 国内希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
    - 国際希少:絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
- 印は一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第5項第1号により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。



国指定中海鳥獣保護区及び  
特別保護地区の区域図  
[縮尺: 1/80,000]

凡例		鳥獣保護区
		特別保護地区

